

## 各研究開発等支援制度の概要

制度名	概要	対象	実施条件等
1 先進技術型研究開発助成金制度 ①先進技術型研究開発助成金（テレコム・インキュベーション）	情報通信分野における先進的な研究開発を行うベンチャー企業等に対し、その研究開発費の一部を助成する。	民間のベンチャー企業等	助成対象経費の2分の1相当額あるいは3千万円のいずれか低い額を助成。
②国際共同研究助成金	国際共同研究による先進的な情報通信技術の研究開発に対し、その研究開発費を助成する。	国際共同研究を実施する大学、民間企業等	助成対象経費の2分の1相当額あるいは1千万円のいずれか低い額を助成。（実施条件等については見直しを検討中）
③高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金	高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの研究開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う民間企業等に対し、その研究開発費の一部を助成する。	民間企業等	助成対象経費の2分の1相当額あるいは3千万円のいずれか低い額を助成。
2 通信・放送新規事業助成金制度（情報通信ベンチャー助成）	創業間もない段階のICTベンチャー企業に対し、民間ベンチャーキャピタルの出資等を要件として、新規事業化に必要な資金の一部を助成する。	ICTベンチャー企業またはこれから創業する個人	助成対象経費の2分の1相当額あるいは2千万円のいずれか低い額を助成。（実施条件等について検討中）
3 身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金制度	通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供または開発を行う民間企業等に対し、その経費の一部を助成する。	民間企業等	助成対象経費の2分の1相当額を限度に助成。
4 通信・放送融合技術開発促進助成金制度	通信・放送融合サービスの基盤となる通信・放送融合技術の開発を行う民間企業等に対して助成金の交付を行うことにより、当該技術開発を加速・推進する。	民間企業等	助成対象経費の2分の1相当額あるいは5千万円のいずれか低い額を助成。